

## 青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

### 1 規則改正の目的

内閣府が作成した「地方公共団体における押印見直しマニュアル」に基づき、青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和 45 年 3 月青森県規則第 30 号）に定める各種様式の押印を見直す改正を行います。

併せて、措置入院費用徴収額の認定基準及び再認定基準日が改められたことに伴う改正を行います。

### 2 規則改正の概要

改正箇所	内 容
第 8 条第 2～5 項 別表	措置入院費用徴収額の認定基準及び再認定基準日が改められたことに伴う改正
第 1 号様式 第 1 号様式の 2 第 7 号様式 第 10 号様式 第 10 号様式の 2 第 17 号様式	申請者等が作成する書類の押印を廃止
第 2 号様式 第 3 号様式 第 4 号様式 第 5 号様式 第 6 号様式 第 7 号様式の 2 第 7 号様式の 3 第 8 号様式 第 9 号様式 第 16 号様式 第 18 号様式の 2 第 22 号様式 第 23 号様式 第 24 号様式 第 26 号様式	病院管理者が作成する書類の押印を廃止

### 3 施行期日

公布の日から施行する。